

射水市水道事業包括業務委託

受託事業者選定基準

平成 30 年 11 月

射水市上下水道部

この受託事業者選定基準は、射水市（以下「市」という。）が実施する水道事業包括業務を受託する民間事業者（以下「受託事業者」という。）の選定を行う際の手順、方法及び選定基準を定めたものであり、本業務に応募する事業者（以下「応募事業者」という。）に交付する以下の書類と一体をなすものである（これらの書類を総称して、以下「公募要領等」という。）。

公募要領

要求水準書

受託事業者選定基準【本書】

契約書（案）

提出書類様式集

応募事業者は、公募要領等の内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成、提出するものとする。

目 次

| | |
|----------------------|-------|
| 第1章 審査方法 | - 1 - |
| 1 審査方式 | - 1 - |
| 2 受託事業者選定手順 | - 1 - |
| 3 委員会の設置 | - 2 - |
| 第2章 資格審査及び事前審査 | - 2 - |
| 1 応募資格審査 | - 2 - |
| (1) 応募資格確認申請書等の確認 | - 2 - |
| (2) 応募資格要件の確認 | - 2 - |
| 2 業務提案に係る事前審査 | - 2 - |
| (1) 業務提案書等の確認 | - 2 - |
| (2) 事前審査の内容 | - 2 - |
| (3) 事前審査による選定 | - 2 - |
| 第3章 提案審査 | - 2 - |
| 1 プレゼンテーション及びヒアリング | - 2 - |
| (1) 実施時期等 | - 3 - |
| (2) 実施方法 | - 3 - |
| 2 提案内容の審査 | - 3 - |
| (1) 審査方法 | - 3 - |
| (2) 総合評価点の算出 | - 3 - |
| 3 受託事業者の選定 | - 3 - |
| (1) 選定候補者の決定 | - 3 - |
| (2) 優先交渉権者及び受託事業者の決定 | - 3 - |
| 第4章 総合評価点の算出方法 | - 3 - |
| 1 配点方針 | - 3 - |
| 2 業務提案に係る審査項目 | - 4 - |
| 3 評価点の算出方法 | - 5 - |
| (1) 業務提案評価点の算出方法 | - 5 - |
| (2) 価格評価点の算出方法 | - 5 - |

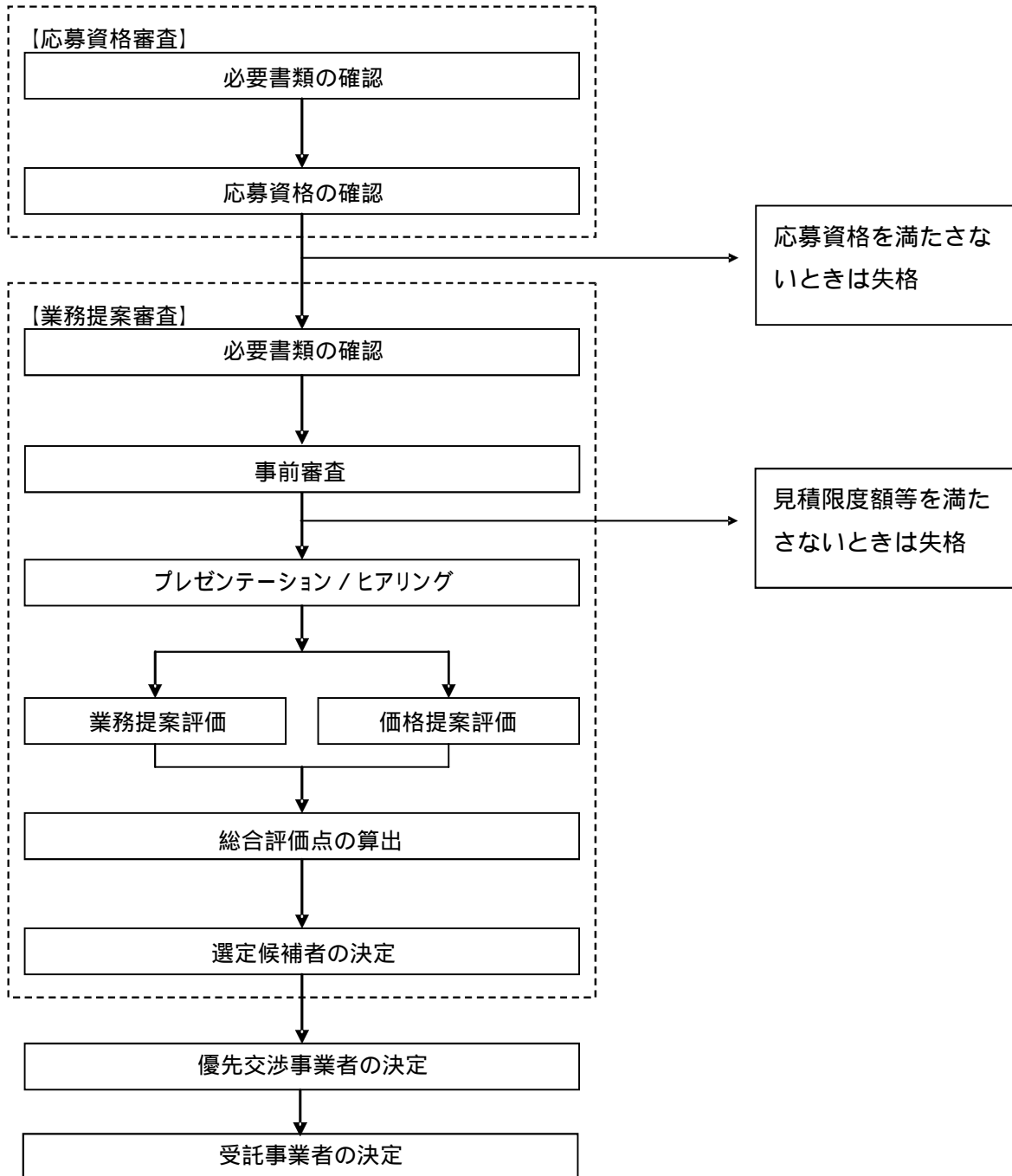
第1章 審査方法

1 審査方式

受託事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により実施し、本事業の目的に最も合致した業務遂行能力等を有する事業者を選定する。

2 受託事業者選定手順

受託事業者決定までのフローは下図に示すとおりとする。



3 委員会の設置

市は、応募事業者から提出された業務提案書の記載内容の評価に当たり、公平性、競争性及び透明性を確保するとともに、客観的な評価等を行うため、有識者等を含む「射水市水道事業包括業務委託事業者選考委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。なお、委員会委員の氏名及び所属は、優先交渉権者決定後に公表するものとする。

第2章 資格審査及び事前審査

1 応募資格審査

(1) 応募資格確認申請書等の確認

市は、応募事業者から提出された応募資格確認申請時提出書類について、公募要領に定める書類がすべて揃っていることを確認する。

(2) 応募資格要件の確認

市は、応募事業者が公募要領に記載した応募資格要件を満たしていることを確認する。応募資格要件を満たしていない場合は失格とする。

2 業務提案に係る事前審査

(1) 業務提案書等の確認

市は、応募事業者から提出された業務提案に係る提出書類について、公募要領に定める必要書類がすべて揃っていることを確認する。

(2) 事前審査の内容

市は、応募事業者からの提出書類について、公募要領等に基づき、次に掲げる事項を事前審査する。条件を満たしていない場合は失格とすることができる。

価格提案が見積上限額以下であること。

提案内容が要求水準を満たしていること。

価格提案の算定が公募要領等に基づいていること。

応募事業者が財政的な契約履行能力を有すること。

(3) 事前審査による選定

応募事業者が多数の場合等、委員会が必要と判断したときは、「第3章 総合評価点の算出方法」に基づく市による事前審査結果を委員会に諮ることにより、委員会での審査対象者を限定することができるものとする。

第3章 提案審査

1 プレゼンテーション及びヒアリング

市は、資格審査及び事前審査を通過した応募事業者を対象として、提案内容の確認等のため、応募事業者にプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する。実施の詳細については、事前に応募事業者に通知するものとする。

(1) 実施時期等

実施時期は平成 31 年(2019 年) 2 月下旬を予定し、日時、場所及びヒアリング内容等の詳細については、事前に応募事業者に通知するものとする。

(2) 実施方法

応募事業者によるプレゼンテーションは、次のとおり行う。なお、その他事項については、実施時期等と併せて通知するものとする。

プレゼンテーションは、公正を期すため、応募事業者名を伏せて実施する。

参加人数は 5 名以内とし、本業務における総括責任者(予定)は必ず出席すること。

プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。

プレゼンテーションは、1 事業者につき 30 分以内、ヒアリングは 10 分程度とする。

プレゼンテーションは、業務提案書に記載したものに限り、追加の提案は認めない。

プレゼンテーションに必要な機材等については、市が準備するもののほか、必要な機材等があるときは、応募事業者が準備するものとする。

2 提案内容の審査

(1) 審査方法

委員会は、業務提案の内容に対し、「第 3 章 2 業務提案に係る審査項目」に示す審査項目に基づき、専門的見地から評価し、「業務提案評価点」を算定する。また、「価格評価点」は予め定める算定式に見積金額を入力し算定する。

(2) 総合評価点の算出

「業務提案評価点」及び「価格評価点」を合算し、総合評価点を算出する。

3 受託事業者の選定

(1) 選定候補者の決定

委員会は、総合評価点により応募事業者の評価順位を決定し、最も評価点が高い応募事業者を選定候補者とする。最高評価点が 2 者以上となったときは、「業務提案評価点」が高い提案者を選定候補者とする。この場合においても同点のときは、各委員の投票により選定候補者を決定するものとする。

(2) 優先交渉権者及び受託事業者の決定

市は委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定し、契約交渉を行う。優先交渉権者との契約締結をもって受託事業者の決定とし、業務の引継ぎ等を開始するものとする。

第 4 章 総合評価点の算出方法

1 配点方針

「業務提案評価点」は 100 点、「価格評価点」は 20 点を満点とし、それぞれの合計点を総合評価点とする。

2 業務提案に係る審査項目

評価点算出の審査項目及び配点は、次のとおりとする。

| 審査項目 | | 内 容 | | 配点計 | 審査の視点 | 配点 |
|------|--------------|--------------|---------|--------------------------------------|---|-----|
| 1 | 事業実施方針 | 事業方針及び事業展開 | | 10 | 事業目的の理解度、市の方針との整合性 | 5 |
| | | | | | 事業展開の具体性及び実現性 P D C Aサイクルの構築 | 5 |
| 2 | 事業実施体制 | 組織体制及び人員配置 | | 10 | 人員配置及び役割分担の具体性 | 5 |
| | | | | | 配置人員の資格及び実績 | 5 |
| 3 | 料金関連業務 | 実施計画 | 料金徴収関連 | 30 | 検針から収納までの具体的な実施方法 お客様対応及びサービスの実施方法 | 9 |
| | | | メーター管理 | | メーター取替施工管理及びメーター在庫 管理の具体的な実施方法 | 5 |
| | | | 給水装置関連 | | 窓口業務の具体的な実施方法 経験者及び有資格者の配置 | 5 |
| | | | 排水設備関連 | | 窓口業務の具体的な実施方法 経験者及び有資格者の配置 | 5 |
| | | | 業務改善提案 | | 収納方法、給排水窓口、汚水量算定等の改 善提案方針と具体的なスケジュール | 6 |
| 4 | 施設維持管理 業務 | 実施計画 | 運転管理等 | 30 | 運転及び保守点検の具体的な実施方法 ユーティリティ調達の具体的な実施方法 | 9 |
| | | | 水質管理 | | 水質管理の具体的な実施方法 計画策定支援の具体的な実施方法 | 5 |
| | | | 保安管理等 | | 保安管理の具体的な実施方法 環境整備の具体的な実施方法 | 5 |
| | | | 庁舎閉庁時管理 | | 庁舎閉庁時管理の具体的な実施方法 人員配置及び役割分担の妥当性 | 5 |
| | | | 業務改善提案 | | 保安・通信・電力調達等の改善提案方針と 具体的なスケジュール | 6 |
| 5 | 危機管理対応 | 災害・事故発生時の対応 | 10 | 緊急時の具体的な人員配置及びバックア ップ体制（通常時・災害時別） | 10 | |
| 6 | 人材教育計画 | 従業員等の育成方法 | 5 | 具体的な育成方法及び計画 技術と知識の継承方法 | 5 | |
| 7 | 地域貢献 | 地元雇用及び環境への配慮 | 5 | 地元からの雇用計画 環境対策等 | 5 | |
| 合 計 | | | | 100 | | 100 |

3 評価点の算出方法

(1) 業務提案評価点の算出方法

審査項目に示す審査の視点から業務提案書の内容を項目ごとに以下のとおり4段階に評価し、その合計点を業務提案評価点とする。なお、業務提案評価点は、小数点第2位まで算出するものとする。

| 評価 | 評価基準 | 得点化方法 |
|----|----------------|---------|
| A | 特に優れていると認められる。 | 配点×1.00 |
| B | 優れていると認められる。 | 配点×0.70 |
| C | やや優れていると認められる。 | 配点×0.30 |
| D | 優れているとは認められない。 | 配点×0.00 |

(2) 価格評価点の算出方法

価格評価点は、市が定める見積基準額の範囲内を20点、見積上限額と同額又は見積下限額以下の提案を0点として、それらの中間の価格提案については直線補間により評価する。なお、見積上限額を上回る場合は失格とする。

